

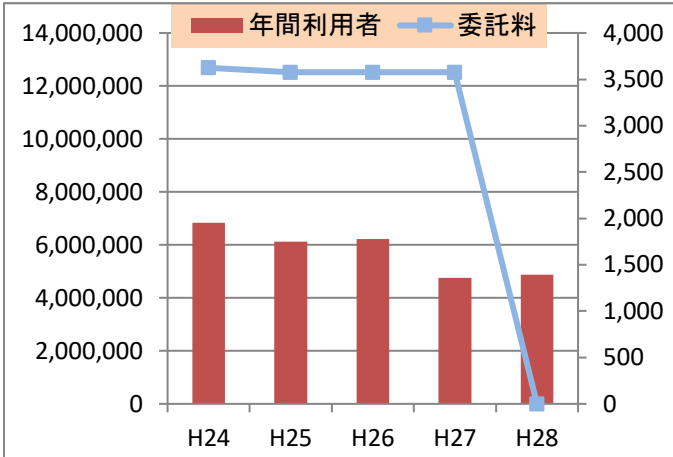
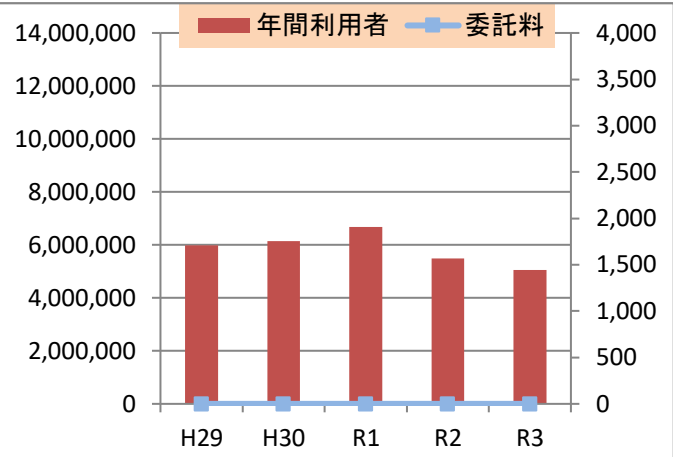
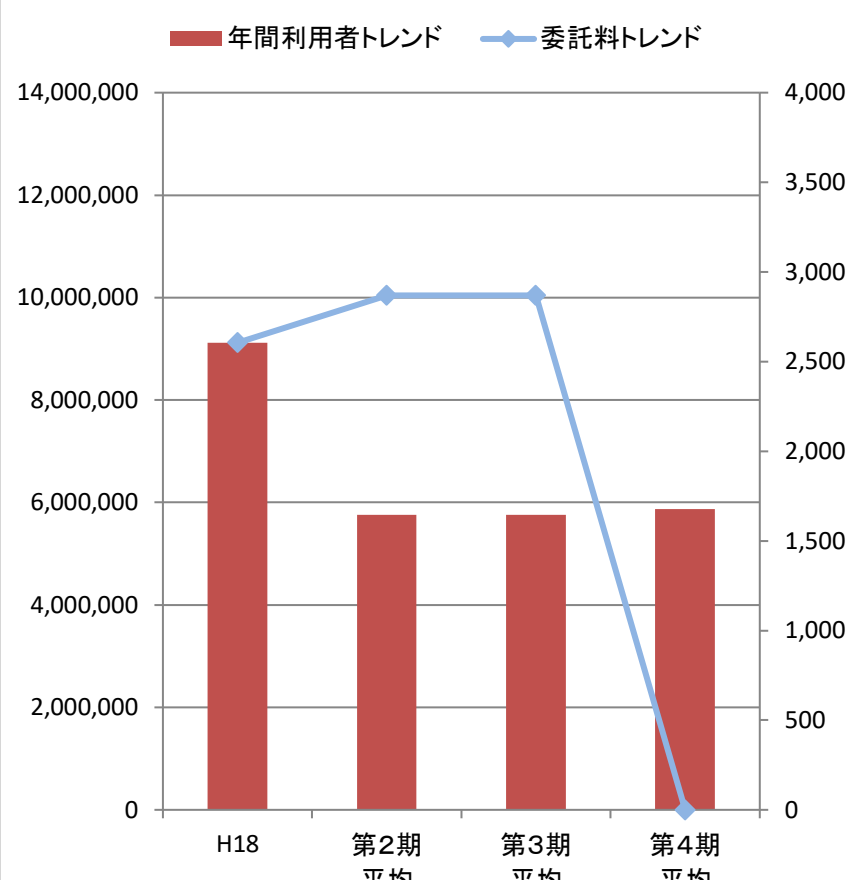
指定管理者制度 包括モニタリング分析シート

施 設 名 栗東市障がい児地域活動施設

施設担当課 健康福祉部 障がい福祉課

設置年月日 平成16年7月1日

導入年月日 平成16年7月1日

実態調査に基づく評価・検証															
指定管理者		***	特定非営利活動法人 チョー栗東元氣玉クラブ	特定非営利活動法人 チョー栗東元氣玉クラブ					特定非営利活動法人 チョー栗東元氣玉クラブ					備 考	
年度		H18	H19～23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
項目	単位	指定管理 第1期	指定管理 第2期	指定管理 3－1	指定管理 3－2	指定管理 3－3	指定管理 3－4	指定管理 3－5	指定管理 4－1	指定管理 4－2	指定管理 4－3	指定管理 4－4	指定管理 4－5		
委託料	円	9,117,000	10,042,000	12,683,000	12,509,000	12,509,000	12,509,000	0	0	0	0	0	0		
				【第2期】委託料 平均				10,042,000	【第3期】委託料 平均				0		
年間利用者	人	2,604	1,646	1,952	1,748	1,778	1,358	1,392	1,711	1,754	1,910	1,568	1,445		
				【第2期】年間利用者 平均				1,646	【第3期】年間利用者 平均				1,678		
利用料金収入	円	4,007,000	2,179,374	2,987,000	2,658,000	2,690,000	1,894,930	666,940	1,040,815	934,068	1,052,452	846,205	847,758		
				【第2期】利用料金収入 平均				2,179,374	【第3期】利用料金収入 平均				944,260		
特殊要因等 施設所管課 記入欄				平成24年4月1日の児童福祉法の改正により、当該事業と類似の内容を提供する放課後等デイサービス事業が創設された。放課後等デイサービスは通所給付になるため、当該事業に比べて利用者負担が安価となる。 平成27年1月に市内でも放課後等デイサービス事業所が運営を開始し、平成27年度にはさらに2事業所が運営を開始した。 平成28年度に条例改正を行い、実施事業を放課後等デイサービスとした。					令和3年度末現在で、市内に放課後等デイサービス事業所は7か所が運営をしており、2か所以上の事業所を併用する児童も増えている。 当該事業所は、市内に居住している利用者のみ、また、比較的重度の障がいがある児童の受け入れを積極的に行っている。 年間利用者数について、令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応するため、時間短縮や保護者送迎への切り替えなどを行った関係で、自主的に通所を控えたり、利用日数を減らした利用者はいたことと、実人数についても、新規利用者もいるが、卒業や施設入所などで退所する者もいたため、昨年度より微減となった。						
委託料 年間利用者 の推移															
包括的推移による評価・検証															
包括的な推移 による評価				H18	第2期 平均	第3期 平均	第4期 平均								
				委託料	9,117,000	10,042,000	10,042,000								0
				年間利用者	2,604	1,646	1,646								1,678
モニタリング分析結果 コメント記入欄 施設所管課 記入欄				経営については、利用料および児童通所給付費によって賄うこととしており、平成28年度より委託料は0円としている。(令和3年度の利用料および児童通所給付費等による収入額は14,183,271円) 市内に同じ種類の事業所は増えているため、利用者数の大幅増にはなっていないが、比較的重度の障がいのある児童の受け入れなどを行っていることから、一定のニーズがある。(令和2、3年度は新型コロナの影響あり)。											
評価結果 (いずれかに○印)				直 営 ・ 継続 ・ そ の 他											